

# 新型コロナウイルスに関する職員の休暇等の取扱いについて

令和2年2月29日  
総務部

出勤することが困難である理由	職専免	特別休暇※1	病気休暇	年休	備考
①新型コロナウイルスに罹患した場合(検疫法第15条に規定する隔離の対象となった場合及び感染症予防法※2第18条第2項に規定する就業制限の対象となった場合を含む)			○		
②感染症予防法第17条第1項に規定する都道府県知事からの勧告により、健康診断を受けた場合	○				
③検疫法第16条に規定する停留の対象となった場合並びに国、地方公共団体又は医療機関等から自宅又は滞在先等で外出自粛の協力を求められた場合		○ (第26号)			
④職員の中学校就学の始期に達するまでの子が罹患した場合で、職員以外に看護を行う者がいない場合		○ (第33号で調整)			
⑤職員の中学校就学の始期に達するまでの子が通学する学校が臨時休校した場合で、職員以外に世話をする者がいない場合※3		○ (第33号で調整)			
⑥職員の小学校就学の始期に達するまでの子が保育所等における保育の提供が実施されない場合で、職員以外に世話をする者がいない場合		○ (第33号で調整)			
⑦①～⑥に属さない場合				○	

※1特別休暇＝職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第22条 第1項 各号による特別休暇

※2感染症予防法＝感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※3特別支援学校(中学校及び高等学校の特別支援学級を含む)に通学する場合も含む

上記の内容について、新型コロナウイルスについては日々状況が変化していることから、今後の国や本県等の対応により必要に応じて見直すこととしております。